【インフルエンザ出席停止のめやす・幼児／児童生徒】

インフルエンザ発症日（発熱開始日）を０日と数え、

「５日を経過し、かつ　解熱した後　２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」

出席は控えてください。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行（平成２４年４月２日省令改正）



